

いわき市選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第29条第2項及びいわき市公職選挙等執行規程（平成3年いわき市選挙管理委員会告示第116号。以下「規程」という。）第4条に規定する選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理について必要な事項を定めることにより、選挙人名簿の正確性を期するとともに、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第15条第3項の趣旨に則り、選挙人名簿の抄本が不当な目的に使用されることを防止することを目的とする。

(閲覧を認める範囲)

第2条 閲覧は、次の各号の一に該当する場合に限り認めるものとする。

- (1) 選挙人が、自己又は特定の選挙人の登録の有無を確認する場合
- (2) 公職の候補者等又は政治団体が、政治活動又は選挙運動のために使用する場合
- (3) 国又は地方公共団体が、公共的要請に基づいて各種調査等に利用する場合
- (4) 報道機関又は学術機関が、公共目的のための世論調査等に利用する場合
- (5) その他選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が公益上適当と認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には閲覧を制限することができる。

- (1) 事務に支障があると認められるとき
- (2) 複数の者が一時に申請をし、抄本の使用が競合するとき

(閲覧の拒否)

第3条 閲覧は、次の各号の一に該当する場合には認められないものとする。

- (1) 個人の基本的な人権を侵害するおそれがあるとき
- (2) 閲覧の目的を明らかにしないとき
- (3) 営利（広告、宣伝、販路拡張、市場調査等）又は不当な目的のための閲覧と認められるとき

(閲覧の申請)

第4条 閲覧は、規程第4条に規定する他、次の手続きにより行う。

2 閲覧は、選挙人名簿閲覧申請書（第1号様式）を提出させることにより行うものとする。ただし、第2条第1項第1号に該当する場合は、規程第4条に定める閲覧簿に記載することによる。

3 前項の場合において委員会は、閲覧者に対し身分を証明する書面の提示を求めることができる。

4 第2条第1項第2号に該当する場合で、公職の候補者又は政治団体に代わって選挙人名簿の閲覧を申請しようとする者があるときは、選挙人名簿閲覧申請書に申請者の代理人である旨を証明する書面を添付させるものとする。

5 第2条第1項第3号又は第4号に該当する場合で、委託を受けて選挙人名簿の閲覧を申請しようとする者があるときは、第2項の選挙人名簿閲覧申請書に当該委託の関係を証する書面を添付させるものとする。

6 第2条第1項第1号及び第2号以外の閲覧をさせる場合は、併せて調査説明書(第2号様式)を提出させるものとする。

(閲覧の時間及び場所)

第5条 閲覧は、委員会の執務室又は委員会の指定する場所において、執務時間内に行わなければならない。

(閲覧の方法)

第6条 閲覧は、読み取り又は筆記に限るものとする。

2 閲覧をする者は、抄本を丁重に扱い、破損、汚損又は加筆してはならない。

(閲覧者の責務)

第7条 閲覧申請者及び閲覧者は、個人の基本的人権の尊重及び保護のため、閲覧した資料を閲覧目的以外に使用してはならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選挙人名簿の閲覧に関する事務について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

選挙人名簿閲覧申請書

年 月 日

いわき市選挙管理委員会委員長 様

申請者 住 所

(電話番号)

氏 名

(法人その他の団体にあつては団体の所在地及び
名称並びに代表者の氏名を記載すること)

次により選挙人名簿の閲覧をしたいので申請します。

なお、申請にあたっては、誓約事項を遵守することを誓います。

1 閲覧の目的(具体的に記入すること。)

2 閲覧月日 年 月 日

3 閲覧箇所・閲覧対象件数

4 閲覧方法 読 み 取 り ・ 筆 記

5 閲覧者

氏 名	住 所	職 業	申請者との関係

6 誓約事項

- (1) 閲覧については、貴職の指示に従います。
- (2) 閲覧により知り得た事項は、申請の閲覧目的以外には使用しません。
- (3) 閲覧によって得られた資料は、他人に貸与したり、譲渡したりしません。また閲覧目的に従って使用した後は、責任をもって処分します。
- (4) 閲覧によって知り得た事項は、一切公表しません。
- (5) 閲覧を他人に委託する場合は、名簿販売・通信販売等の業者や、これらと関係のある者には委託いたしません。

第2号様式（第4条関係）

調 査 説 明 書

1 調査の名称	
2 調査を依頼した 機関及び連絡先	
3 調査の目的	
4 調査の対象 (対象・抽出方 法・対象者数)	
5 添付書類	調査表(調査表の添付ができないときは、調査事項を記載すること。 なお、調査表が出来次第送付すること。)
6 備 考	

- 1 備考欄には、調査結果の公表の有無、時期及び方法等を記載すること。
- 2 2の欄は閲覧申請者自ら閲覧する場合は記載する必要はない。

用語の意味

○縦覧（公選法第 23 条）

縦覧とは、主として、書類、名簿等について、正確を期するため、関係人をして過誤の有無を検討させ、異議の申立て等の機会を与えるため、広く一般に見せることをいう。

（選挙用語辞典）

- ・縦覧を行う場合は、期間及び場所についてあらかじめ告示が必要
- ・異議申立てについて公選法第 24 条の規定あり

○閲覧（公選法第 29 条）

選挙人名簿の閲覧とは、選挙人名簿を正確なものとするため、選挙人名簿またはその抄本を一般に開放し、その点検や監視の下におくことをいう。（選挙用語辞典）

※市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙期日後 5 日に当たる日までの間を除き、選挙人名簿の抄本を閲覧に供し、その他適当な便宜を供与しなければならない。（法 29 条）

○公職の候補者等

「候補者」とは、現に立候補している者をいい、「候補者になろうとする者」とは、立候補の意思を有している者はもちろん、客観的に立候補の意思を有しているものと認められる者も含まれる。また、「公職にある者」とは、現在公選により公職に就いている者のすべてをいい、次期の選挙において引き続きその選挙の候補者となる意思を有すると否とを問わない。

○政治団体

政治資金規正法第 6 条の規定に基づき政党及びその他の政治団体としての届出を行っている団体をいう。

名簿閲覧を認める者の範囲

- 1 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者 → 地盤培養行為として
・本市を選挙区又は選挙区の一部とする者に限る。
- 2 政党及びその他の政治団体 → 地盤培養行為として
・政党及びその他の政治団体として政治資金規正法に基づく政治団体としての届出をしてある者で、本市を選挙区又は選挙区の一部とする者を支援する団体に限る。
- 3 国又は地方公共団体 → 各種調査等に利用
- 4 報道機関 → 世論調査等に利用
・テレビ、ラジオ、新聞及び雑誌等
ただし、新聞等については第三種郵便の許可を得ていて、かつ月3回以上発行していること
(本市の記者クラブ、記者会に所属している報道機関であれば特に問題はない。)
- 5 学術機関 → 各種調査等に利用
・短期大学、大学、大学院及びこれらの附属機関をいい、民間のシンクタンク等は該当しない。
- 6 上記1～5以外のもので、1～5の者からの正規の委託契約により名簿を閲覧しようとする場合。
(委託契約は文書等により確認すること。契約書の写しの提出を受けることが望ましい。)
例
・新情報センター → 国又は地方公共団体等からの委託で閲覧をした事例有
・ビデオリサーチ → フジテレビジョンからの委託で閲覧をした事例有
・中央調査社 → 時事通信社からの委託で閲覧をした事例有

※次の者の閲覧申請にあたっては注意すること（過去の事例から）

- ・多摩日報社 → 報道機関と認められない。選挙区外である。
- ・新政策研究会 → 選挙区外である。支援候補者なし。
- ・政治問題研究会 → 選挙区外である。支援候補者なし。
- ・全青協広報センター → 選挙区外である。支援候補者なし。
- ・勤労青少年政策評議会 → 選挙区外である。支援候補者なし。
- ・日本民政党埼玉県支部 → 選挙区外である。支援候補者なし。